

事業者排出量削減計画書 **〔新規〕**・変更

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び
京都府舞鶴市大波下小字浜田255	日本板硝子株式会社 舞鶴
	電話 077

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定によ

特定事業者の主たる業種	土石窯業（板硝子製造，加工業）			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	2010年目標（1990年比）を以下のように設定し、既導入の環境マネジメントシステムを軸に削減を目指す。 エネルギー（原単位）削減 \geq 15% CO ₂ 削減 \geq 15% リサイクル率 \geq 99%			
推進体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制で、実施計画の策定、推進管理を実施する。又、事業所長を委員長、設備システム課（ユーティリティ管理部門）長を議長とした『省エネルギー委員会』を中心に、各部門長がメンバーとなり事業所全体で推進する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18～20	製造部門	LNG燃料転換・全酸素燃焼の導入準備	
	18～20	製造部門	省エネ設備の導入、生産性の向上、歩留まりの向上、サイクルUP、炉内熱の放射・放出の見直し等で原単位を削減	
	18～20	事業所全体	廃棄物の削減のため、発生抑制、分別の徹底、処理方法の見直しでリサイクル率を向上	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	292,130 t	285,126 t	-2.4 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	13,822 t	13,490 t	-2.4 %
	排出合計	*1 305,952 t	*2 298,616 t	-2.4 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） kwh	（削減量） t	
		（熱供給量） GJ	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績） *1 305,952 t	目標年度（計画） *2-(*3) 298616.3 t	削減率（計画） -2.4 %	
特記事項	・1990年を基準年度として、2010年に「エネルギー」、「CO ₂ 」共に『原単位 \geq 15%』を目指しており、単年度では『原単位 \geq 2%』を目標としている。 ・舞鶴事業所では、大型溶解炉による製品の生産で、使用するエネルギーの約70%が燃料油の燃焼である。LNGへの燃料転換や全酸素燃焼を導入する準備をしている。 ・廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進し、全事業所において『ゼロエミッション』を達成している。 ・地域の美化清掃運動への参加や、舞鶴市が推奨する『環境里親制度』にも登録し、地域環境保全に協力している。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。